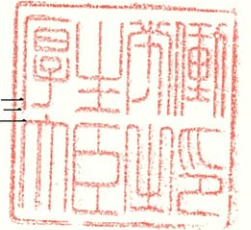


厚生労働省発開 1207 第 3 号
令和 5 年 12 月 7 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

- 1 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案要綱

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 キャリアコンサルタント試験及び技能検定試験の手数料の限度額を引き上げること。（本則関係）

第二 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。（附則関係）